

○「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正案	現行
<p>15の5の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-1から8の6の2-6までの取扱いは、規則第15条の5の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-3中「貸借対照表の」とあるのは「連結貸借対照表の」と、「当事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と、「当該事業年度」とあるのは「当該連結会計年度」と、「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、「評価・換算差額等」とあるのは「その他の包括利益」と読み替えるものとする。</p>	<p>15の5の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-1から8の6の2-6までの取扱いは、規則第15条の5の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。</p>
<p>15の27 財務諸表等規則ガイドライン8の33の取扱いは、規則第15条の27に規定する棚卸資産に関する注記について準用する。</p>	<p>(新設)</p>